

マイナンバー制度の利活用について

令和 4 年 1 1 月 9 日 厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤。
- 厚生労働行政においては、これまでマイナンバーを利用した行政機関間の情報連携の推進、オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）などに取り組んでいる。

これまでの主な経緯

平成25年5月	番号法の制定
平成28年1月	マイナンバーの利用の開始 マイナンバーカードの交付の開始 (個人の申請により市町村が交付)
平成29年11月	マイナンバーを活用した 情報連携の本格運用開始
令和元年7～10月	年金関係手続の情報連携の 本格運用開始
令和3年10月	オンライン資格確認等システム の本格運用開始
	など

マイナンバーの利用分野

個人番号の利用分野		
社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金給付の支給事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金給付の支給事務 等
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際、ハローワーク等の事務等 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施事務等
	福祉・医療・その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等、低所得者対策の事務等 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給事務 ○生活保護法による保護の決定、実施事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収事務 ○健康保険法、国民健康保険法、高齢者医療確保法による保険給付の支給、保険料の徴収事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理事務等
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書等に記載、当局の内部事務等
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等